

(仮称) 浦和駅周辺まちづくりビジョン有識者懇話会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 浦和駅周辺まちづくりビジョンの策定等に関し、専門的知識を有する者、地域の代表者等から意見を聴取するため、(仮称) 浦和駅周辺まちづくりビジョン有識者懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) (仮称) 浦和駅周辺まちづくりビジョンの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、座長及び委員9人以内をもって組織する。

- 2 座長は、市長をもって充てる。
- 3 懇話会の委員は、次に掲げる者とする。
 - (1) 文化、教育、スポーツ、情報、まちづくり等に係る識見を有する者
 - (2) 地域の代表者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 3 懇話会の会議は、原則公開とする。ただし、座長が特に必要と認める場合は、懇話会に諮って会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、さいたま市都市局都心整備部都心整備課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日より施行する。